

武蔵野市公の施設のモニタリングの概要

1 モニタリングの目的

以下を目的に指定管理者制度導入施設におけるモニタリングを実施した。

- ① 法令、条例、協定、事業計画等に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されていることの確認。
- ② 指定管理者制度導入の効果の測定（市民サービスの質向上と経費の節減に関する効果）。
- ③ 主管課と指定管理者とのコミュニケーションの活発化による改善活動の実施。
- ④ 「公の施設」の管理運営についての市民への説明。

2 モニタリング実施施設

指定管理者制度導入施設47施設のうち、25施設においてモニタリング調査を行った。

3 モニタリングの構成

モニタリングは、以下の2つの手法を用いて実施した。

- ① 主管課・指定管理者によるモニタリング
- ② 利用者モニタリング

4 モニタリングの実施主体

モニタリングは、指定管理者と主管課（施設主管課）が主体となって実施した。

指定管理者は自身の視点から評価を行い、主管課は指定管理者へのヒアリングや利用者アンケートなどの結果から総合的な評価を行った。

【評価の基準】「評価」は、S、A、B、Cの4段階で行っている。

S	標準を大幅に上回る。当初計画した内容を大幅に上回る成果を達成した。
A	標準を上回る。当初計画した以上の成果があった。
B	標準である。当初の計画通りの成果があった。
C	標準を下回る。改善すべき点があり、計画通りの成果を達成できなかった。

5 モニタリングのスケジュール

- | | |
|-----------|---|
| 5月8日 | モニタリング調査について説明会開催（指定管理者及び主管課対象） |
| 6月中旬～7月中旬 | 各施設において利用者アンケート実施 |
| 9月 | 指定管理者が自身の視点から評価実施 |
| 9月～10月 | 指定管理者が作成した評価シートに基づき、主管課が指定管理者へのヒアリングを実施 |
| 11月上旬 | ヒアリングに基づき、主管課が評価実施 |